原子炉は運転を続け，あんな大事故になったのだ，というのです。

確かに，タービンを止めた時，同時に原子炉も止めておれば，原子炉の暴走も起こらなかったでしょう。だから，この「規則違反」の重大さは，もっともらしく思われるのです。しかしそれは結果論で，果して「規則違反」といえるかどうか，疑問があるのです。

普通に原子炉を停止させる時には，原子炉の出力を徐々に下げていきますが，その途中で，当然，タービンも次々に止めていきます。しかしその場合は，すべてのタービンを止めてからも原子炉を緊急停止させないで運転を続け，ゆっくりと出力をゼロに下げていくのです。つまり，その場合は，原子炉停止信号を「バイパス」させるわけです。チェルノブィリ４号炉でも，定期点検のために原子炉を止める際，出力を下げていく途中を利用して試験をすることにしていましたから，運転員は，通常の手続通りに「バイパス」させていた可能性も大きいのです。

それで，「９６項目の質問」は，その第４項目で，「６％程度の低出力では，バイパスも許されていたのではないか」と尋ねています。ところが，それに対しても「詳細につきましては承知しておりません」との回答しか返ってきていません。

最も重要な「運転員のミス」についての理解がこの程度なら，とても事故の原因には迫れないでしょう。

もう一つの例をあげておきましょう。「準備書面」は「最終報告書」にある次の文章を引用しています。

「ソ連においては安全確保の基本事項である多重防護の思想がどのように取扱われてきたかについて重大な疑問を呈する」と。

これでは，ソ連では，「二重，三重の安全装置」といった表現で語られる「多重防護」など，全く考慮されていなかったかのような口ぶりです。もちろん，そんな馬鹿なことはなく，日本など「西側」と同様の「多重防護」の「思想」が採用されていたのです。

そもそも，「重大な疑問」があるのなら，政府の名で，ソ連に問合せるべきでしょう。「９６項目の質問」は，その第２１項目で，次のように尋ねています。「ソ連にはソ連なりの多重防護があり，これが破壊されたのではなかったのか」と。ところがこれに対しても，次のような回答しか返ってきていません。

「ソ連の設計に当っての基本的考え方ということにつきましては，全体を私ども把握しているわけではありません」と。これでは，「重大な疑問」も宙に浮いてしまいます。

（以下次号に）

会計報告（ '87.11/1 ～ 11/30）

収入	
会　費	27,000
ニュース購読料	57,000
コピー代金	5,540
	89,540
支出	
ニュース印刷代	25,000
郵送料	8,720
振替手数料	460
資料費	2,160
ゼロックス・リース料	14,300
	50,640
差引	38,900
積立金合計	1,442,379

伊方訴訟ニュース

第172号
1987年12月15日

伊方原発訴訟を支援する会　連絡先〒530 大阪市北区西天満4−9−15 第一神明ビル
藤田法律事務所 ☎06−363−2112 口座大阪3−48780

八西協が四電に抗議文
「出力調整実験」と使用済燃料搬出に

四国電力は１１月６日，伊方原発１号炉で使用した使用済燃料集合体３５体を，イギリスのセラフィールド（ウィンズケール）再処理工場向け搬出した。同原発からの使用済燃料の搬出は，これで１５回目で，宇和海沿岸の漁民と住民の，搬出中止の強い願いは，今回もまた無視された。

伊方原発専用岸壁からの積み込み作業は，いつものように，県警機動隊と海上保安庁の警備船が厳戒する中で行われ，同原発第１ゲート前では，伊方原発反対八西連絡協議会の住民たちと，社会党，県評，八幡地区労らの労働者，約４０名が抗議行動を行った。

八西協は下記の抗議文を四電側に手渡したが，それには，約２週間前ひそかに行われた伊方２号炉での「出力調整運転」に対する，激しい怒りの思いも込められていた。

なお八西協では，「反原発新聞」を通じて全国の仲間に，以下のことを訴えた。

- 四電に「出力調整運転実験」の抗議と，次回の実験の中止を訴えて下さい。
- 各電力会社に，同実験をしないように要求して下さい。
- 何の審査も監督もせずに実験を黙認している原子力安全委員会，通産省に，抗議と実験中止を要求して下さい。

抗　議　文

チェルノヴィリ原発事故以後，原発推進の道は終焉を向えつつある。しかし，情勢の流れとは逆行し，四電は伊方原発の危険性をかえりみないばかりか，先月１９～２１日まで

バックナンバー・セール

「訴訟ニュース」も１７０号を越え，バックナンバーをお求めになる方も増えてきましたので，会員・読者の皆さんに下記により，年末年始の特別セールを行うことにしました。御利用下さい。

記

1.対象バックナンバー
　創刊号から現在まで
　（残部の無いものはコピーで）
2.セール価
　頁数に関係なく１部（号）あたり
　　１０部以下　２００円
　　１０部以上　１５０円
　送料込みで，分割払いも可
3.お申し込み
　できるだけ郵便振替用紙で

に，チェルノブィリ原発事故のきっかけとなった運転中における「出力低下調整実験」を行ない，そして今後も「同実験」を行なうと言明した。

チェルノブィリ原発事故は，原発のもつ本質的な危険性をみごとに実証した。そして，事故の凄まじさもさることながら，今なお世界中で「その後」の痛手を受け，放射能災害で深刻に悩んでいる。にもかかわらず四電は，「出力低下調整実験」を行ない，今後も「同実験」を行なうという行為は，我々のみならず，全人類を冒瀆し「不幸のどん底」におとしこめる行為以外のなにものでもない。

使用済核燃料の搬出も，モン・ルイ号事故を見れば明らかなように，この宇和海，瀬戸内海において，ひとたび事故が起れば一瞬にして死の海になり，永久に海を放棄しなければならなくなる。四電のもうけ主義は，いかに住民生活に犠牲をおしつけ，又，犯罪的行為によってのみ生きる様は，吸血鬼そのものである。

これまでの使用済核燃料搬出に対する強い抗議に耳をかたむけることもなく，今回強行する搬出に対して強く抗議すると同時に，チェルノブィリ原発事故の反省を何ひとつすることなく，「出力低下調整実験」を行ったことに対して，又，今後「同実験」を行なおうとすることに対して，満身の怒りをもって抗議する。そしてまた，伊方3号炉建設即時中止し，伊方1号炉，2号炉の完全撤去を，ここに強く要求する。

1978年11月6日

伊方原発反対八西連絡協議会会長

広野房一

四国電力株式会社社長　佐藤忠義殿

被告国側の準備書面批判

（その1）

すでに報告しましたように，被告国側は，さる9月30日の公判廷で，チェルノブィリ事故についての2度目の主張として，準備書面（23）（「訴訟ニュース」第171号参照。なお，その見出しの「準備書面（20）」は誤り）を提出しました。原告住民側は，その主張に対する反論を，次回公判（来年2月26日）に文書として提出することになっています。それに協力して「訴訟ニュース」でも，国側の準備書面の批判を掲載していくことにしました。

1. 国側の主張

被告国側は，原告住民側から何度も催促された後，昨年12月12日に，ようやく準備書面（20）を提出しました。その文書は，チェルノブィリ事故の概要を，昨年8月にソ連政府が公表した報告書にそって述べた後で，次のように主張していました。

「本件原子炉は，すべての出力領域で，反応度出力係数が負となる自己制御性（出力が上昇しかけても自然に抑えられるという性質のこと，編集部注）を有しているため，ボイド（蒸気泡のこと，編集部注）の発生による出力の上昇は起こらない設計であることを確認しているので，本件原子炉とチェルノブィリ4号炉は基本的に異なる設計となっている。（だから）チェルノブィリ事故が発生したからといって本件安全審査の合理性がなんら左右されるものではないのである」と。

つまり，チェルノブィリ原発と伊方原発は，安全審査が対象としている「基本設計」の点で全く違っているので，チェルノブィリ事故も，本裁判になんの影響も与えない，というのです。

国側が今回提出した準備書面（23）（以下では「準備書面」と略）も，上記の主張の上塗りにすぎません。ただ違う点は，一つには，原子力安全委員会の事故調査特別委員会が，さる5月に公表しました「最終報告書」を，さも客観的な資料であるかのように扱って，証拠として提出していること。もう一つは，ソ連政府報告書が，事故の原因としてあげている運転員の「六つの重大な規則違反」を，「基本設計」とは全く無関係な「運転管理にかかわるもの」として片付けようとしていること，です。

さらに，前回の準備書面では，「原告らは，チェルノブィリ事故に関して，本件安全審査において炉心溶融を仮定しない災害評価は不当である旨主張するが，原告らの主張は災害評価の意義を曲解するものであり，失当である」と，見るからに頼りない反論しかできていなかった箇所を，安全審査で扱った「事故解析」の具体的な例をあげて補強しようとしています。

しかし，国側が踏込んだ主張をしようとすればするほど，その馬脚をあらわす結果となっています。以下に，そうした点を具体的に見ていくことにします。

2.「同じ穴のムジナ」

米国では，長らく，原子力「推進」と「規制」の矛盾した両方を，原子力委員会が一手に引受けてやってきました。しかし反原発市民運動の高まりとともに，そのことが各方面から批判された結果，1975年に，原子力委員会は，「推進」担当のエネルギー省と，「規制」担当の原子力規制委員会とに〝分解〟させられたのです。

そのことを真似て日本でも，1978年から，原子力発電に関しては，「推進」は通産省（本件被告）が，「規制」は原子力安全委員会が担当することになりました。そして，原発の安全性に関して，「日本でもダブルチェックの機能が備った」などと宣伝されてきました。

しかしその実態は，米国とは，似て非なもの，でした。というのは，「推進」担当の通産省は，世界中にその名の知れた「日本株式会社」の元締役ですのに，片や，「規制」担当の原子力安全委員会は，米国の原子力規制委員会が1000名以上といわれる専従職員を擁している，れっきとした行政機関であるのとはまるで違って，専従職員なしの非力な「諮問委員会」にすぎないからです。いわば，「月とスッポン」ほどの力の差があり，「ダブルチェック」といっても，それは見かけだけのことで，実態は，「ひとり歩き」にすぎません。

今回，国側が証拠として提出した原子力安全委員会の「最終報告書」にも，「月」の影響がはっきりとあらわれています。「最終報告書」の公表に先立って，昨年9月に，中間的な「第1次報告書」が発表されました。ところが，その最後の頁の「あとがき」に，それまでの頁に書かれている内容とは全く無関係に，突如として，次のような文章が現われ，読む人を驚かしました。

「今回のソ連の発表により，本事故が我が国では考えられ難い事故であったことが，ほぼ明らかになった」と。

そして，こうした「あとがき」は，実は，チェルノブィリ事故の直後から，日本の原子力推進派の人たちによって，一般向けの広報活動のために用意されてきた「シナリオ」の結論そのものであり，まさに，「始めに結論ありき」であったことが，時事通信社の記者の山口俊明さんによって明らかにされています（「われらチェルノブィリの虜囚」，三一新書，１９８７年４月）。

そのためでしょうか，前回の国側準備書面（２０）に添えて，その「１次報告書」も証拠として提出されてはいますが，上記の「あとがき」の文章は，全く引用されないままとなっていました。しかし，「１次報告書を，より包括的にしたもの」とされています今回の「最終報告書」も，もちろん，「あとがき」と同じ基調で貫かれています。

山口さんは，「最終報告書」を作成した事故調査特別委員会には，通産省が別に組織した「チェルノブィリ事故調査検討会」にも顔を出していたメンバーの二人が参加していたことも暴露しています。しかし，それだけではありません。事故調査特別委員会に加わっている多くの学者は，これまで，伊方原発の1,2および3号炉をはじめ，日本の各地の原発の安全審査に関わり，「安全」という「太鼓判」を押してきた人たちです。そうした人たちが作った「最終報告書」から，「日本の原発も危険な問題点を抱えている」といった，まともな結論が出てくると期待することは，もともと無理なことだと言わねばなりません。山口さんは，あれこれの委員会に顔を出しては，広報用資料としての報告書を作成している人たちを，「原子炉のなかの〝ムジナ〟たち」と呼んでいます。

国側が，もっともらしく証拠として提出した「最終報告書」の背景と性格は，こうしたものなのですが，その内容も，以下に見ますように，見かけ倒しのものとなっています。

３．見かけ倒しの「最終報告書」

「準備書面」は次のように書いています。

「最終報告書は，チェルノブィリ事故について解析評価を行うとともに，これを踏まえて我が国の原子力発電所の安全確保対策に関して，設計上の安全対策に到るまで幅広く検討し・・・」と。

これを読みますと，原子力関係の一級の専門家を集めた事故調査特別委員会だから，チェルノブィリ事故についても，さぞ，十分な分析をし，その結果と日本の現状とを比較検討したのであろう，と思い込んでしまいます。しかし実際には，そうではないのです。

「最終報告書」が公表されてから約２ケ月後に，有志科学者３５名が原子力安全委員会に要望書を提出しました。それには，「最終報告書」に書かれている見解の根拠となった資料の公開，事故調査特別委員会内の「少数意見」の公表，提出した９６項目の質問に対する文書回答，それに，「最終報告書」についての公開討論会の開催，の４項目の要望が書かれていました。

原子力安全委員会は，これらの要望をすべて拒否しましたが，「９６項目の質問」についてだけは，口頭回答を約束しました。そして８月１９日に，科学技術庁のお役人が代弁するという変則的な形で，その回答がありました。その全内容はテープから再録され，近く「原子力資料情報室」から，「資料」として出版されることになっていますが，それを

見ますと，「最終報告書」の「解析評価」が見かけ倒しのものであり，前述の「あとがき」と同様の結論を導くために，チェルノブィリ事故についての不十分な情報を拾い集めて，つじつまをあわせたもの，ということがよく分ります。ここでは，そのことを，「準備書面」が引合いに出していますことがらについて，示しておきましょう。

チェルノブィリ事故から教訓を学び取るためには，いうまでもありませんが，同事故の原因と背景，経過，与えた影響などを，事実に基づいて具体的に明らかにすることが第一歩です。ソ連政府は昨年８月，チェルノブィリ事故に関する報告書を，ウィーンの国際原子力機関専門家会議に提出しました。その内容は，予想されていたより詳細で，事故の概略は明らかになりました。しかし，多くの問題について，「どうしてそうなったのか」という踏込んだ疑問は残されたままとなっていました。ソ連政府は，「こんごも必要なデータは提出していく」と言明していましたから，そうした情報も手に入れて，「最終報告書」では，納得のいく分析がされるのでは，と期待されていました。ところがその内容は，昨年８月のソ連報告書から一歩も出ていないものだったのです。

「準備書面」も引用していますように，「最終報告書」は，ソ連報告書の見解に従って，「今回の事故の直後の原因は運転員の規則違反である」としています。ソ連報告書は，６項目の重大な違反をあげていますが，「準備書面」は，このうちの２項目を例にあげています。

その一つは，「低出力（原子炉熱出力７０万キロワット以下）での連続運転は厳重に制限されていたにもかかわらず，２０万キロワットの出力で運転を継続した」ということです。ところが，どうしてそんな無茶なことになったのか，という大事な点が一向にはっきりしないのです。ソ連報告書には，原子炉の出力を５０％（熱出力約１５００万キロワット）から，ある試験（後述）を行うために，７０万キロワットより少し上の出力まで下げようとしたのだが，急降下してしまった，と書かれています。そして，それは，原子炉の出力を低下させる時，運転員が，出力を制御する装置に行先の出力の値を誤って指示したからだ，と，運転員のミスのせいにしています。ところが同報告書は別の箇所では，その出力制御装置は，１０％以下の低出力用のもので，通常は使われていない装置である，とも書いているのです。

原子力安全委員会の「最終報告書」も，全くその通りに書いていました。それで前述の「９６項目の質問」も，その最初の項で，この問題を取上げ，「なぜ通常使わない装置を使っていたのか」と尋ねています。ところが，それに対する安全委員会の回答は，「端的に言って，不明です」というのです。

また，「準備書面」が「運転員の規則違反」の二つ目の例としてあげているのは，次のことです。チェルノブィリ４号炉では，発電機のタービンを止めてからも惰性で回転を続ける発電機から電気をとりだす試験をやろうとしていたのです。ところで，２基あるタービンの両方を止めた時には，原子炉停止信号が出て，原子炉は自動的に緊急停止するように設計されていました。それなのに，運転員がその停止信号が効かないように（このことを「バイパス」といいます）していたために，